

# 中野区教育委員会会議録

令和 7 年第 23 回定例会

令和 7 年 8 月 22 日

中野区教育委員会

## 令和7年第23回中野区教育委員会定例会

### ○日時

令和7年8月22日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時27分

### ○場所

中野区役所7階 教育委員会室

### ○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

### ○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

幼児施設整備担当課長 高津 麻子

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

### ○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 綱野 愛子

### ○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 岡本 淳之

### ○傍聴者数

7人

## ○議事日程

### 1 議決事件

- (1) 第33号議案 中野区立図書館条例の一部を改正する条例
- (2) 第34号議案 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例
- (3) 第35号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### 2 協議事項

- ①今後の区立幼稚園のあり方について（案）（保育園・幼稚園課）
- ②令和8年度使用教科用図書の採択について（指導室）

### 3 報告事項

- (1) 事務局報告
  - ①教育長の臨時代理による事務処理について（子ども・教育政策課）
  - ②令和8年度以降の区立園・学校の入園式・入学式の日程変更について（指導室）
  - ③日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況について（指導室・学務課）
  - ④海での体験事業の実施結果について（学務課）
  - ⑤桃園第二小学校新校舎における校庭舗装（案）について（子ども教育施設課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 23 回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りいたします。

本日の協議事項「令和 8 年度使用教科用図書の採択について」は、教科書採択の過程に関する案件ですので、非公開での審議を予定しております。

したがいまして、日程の順序を変更し、本協議事項につきましては、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、本協議事項を日程の最後に行うことといたします。

<議決事件>

田代教育長

それでは、日程に入ります。

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 33 号議案「中野区立図書館条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「第 33 号議案中野区立図書館条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。区民のさらなる利便性の向上を図るべく、令和 8 年度より開館日を拡大し、中央図書館と同様にするため、中央図書館分室の休館日を改める必要があるところでございます。

続きまして、条例の一部を改正する条例をごらんください。

内容については、お読み取りのとおりでございます。ご説明は新旧対照表で行いたいと思います。新旧対照表をごらんください。

中央図書館の分室である、みなみの小学校分室、美鳩小学校分室、中野第一小学校分室につきまして、これまで月、水、金及び中央図書館の休館日を主に休館日と示しておりましたが、来年度以降につきましては、中央図書館の休館日を休館日として定めるものでございます。

この条例は、令和8年4月から施行を予定しております。

ご説明は以上になります。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第33号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の2番目、第34号議案「中野区立学校設置条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

では、第34号議案「中野区立学校設置条例の一部を改正する条例」です。

こちらに関しましては、桃園第二小学校及び第七中学校が改築のために、桃園第二小学校は旧九中ですね。それから、第七中学校は旧上高田小の位置に一度引っ越しをして、その間に改築をするというもので、住所が変わるというものになります。

桃園第二小学校につきましては、中野区中野一丁目57番12号に改め、第七中学校につきましては、上高田五丁目35番3号に改めます。こちらに関しては、令和8年4月1日から施行いたします。

新旧対照表については、以下のとおりとなります。ごらんください。

以上です。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 34 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 3 番目、第 35 号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

学務課長

第 35 号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法などを定めることを目的としているものでございます。

今回の改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の一部改正を踏まえ、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額、介護補償の額、休業補償等の額の算定基礎となる補償基礎額について、改正するものでございます。

改正は 4 点ございます。一つ目は、補償基礎額の扶養加算額を改正するものであり、それに応じて額を改正いたします。

二つ目は、一つ目の改正に伴い、特定機関等に係る規定の整備を行うものでございます。

三つ目は、補償基礎額表の一部の額を改めるものでございます。

四つ目は、介護補償の額を、政令に定める介護保障の限度額に準じて、額を改正するものでございます。

実施時期につきましては、交付の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用いたします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 35 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田代教育長

次に、協議事項に入ります。

協議事項「今後の区立幼稚園のあり方について（案）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

幼児施設整備担当課長

それでは、「今後の区立幼稚園のあり方について（案）」につきまして、ご報告いたします。まずは資料の鏡文をごらんください。

かみさぎ幼稚園は、令和 10 年に、ひがしなかの幼稚園は令和 12 年に、築 60 年を迎えることから、区は区立幼稚園の建替整備を実施することを考えてまいりました。

令和 7 年 3 月 12 日に、子ども文教委員会におきまして、区立幼稚園建替整備等の基本的な考え方（案）について報告いたしましたが、「区立幼稚園の役割や、今後のあり方を示すべきである」とのご意見を踏まえまして、今般、今後の区立幼稚園のあり方について、案を取りまとめることといたしました。

この案は、今後、区立幼稚園 2 園の建替整備を進めるにあたり、区立幼稚園が果たしてきた役割や、区立幼稚園に対する保護者等の意見を改めて検証し、区の考え方としてまとめたものですが、検討段階におきまして、区の審議会であります、子ども・子育て会議や、当委員会で報告を行っており、そこで挙がった意見も踏まえております。さらに、学識経験者からいただきました意見書も掲載しております。

次に別添 1 の「今後の区立幼稚園のあり方に係る意見聴取」をごらんください。

1 番目、中野区子ども・子育て会議では、「区立幼稚園が建替により存続するのは喜ばしい」「ユニバーサルデザインやインクルーシブ教育を推進することはありがたいことではあるが、一方で幼稚園教諭の負担や、人材確保などの懸念があるのではないか」「区立幼稚

園として、幼稚園教育要領を大事にした教育を行ってほしい」という意見がありました。

2番目、教育委員会では、「全ての子どもたちがわくわくと毎日を過ごせるような環境づくりを考えてほしい」「インクルーシブ教育の推進は重要であり、支援が必要な子どもたちにも柔軟な対応ができるよう、使いやすい部屋を設けることの検討をお願いしたい」「幼児教育と学校教育の連携について、連携接続の問題は幼稚園、保育園だけでなく、小学校も含めた共通の課題であるとわかるような記載をお願いしたい」などの意見が挙がりました。

3番目、学識経験者の意見といたしまして、東京家政大学の戸田教授からは、「区立幼稚園が2園であっても、モデル的に残ることは非常に貴重である。保育学研究者として、また、一般社団法人保育学会現会長として、中野区の公立幼稚園の存続を強く願う」。

共立女子大学の田代教授からは、「区立幼稚園2園は就学前教育充実と、教育政策推進拠点園として、中野区に必要である。区立幼稚園が存続するために、現在の社会状況と保護者の要望を反映した建替整備を実施してほしい」との意見をいただきました。

これらの意見を踏まえまして、区の考え方として取りまとめたものが、別添2の「今後の区立幼稚園のあり方について（案）」でございます。

本委員会では6月20日に、今後の区立幼稚園のあり方について、素案として、区の考え方の全体像をお示ししました。本日は、前回から変更しました3点について、ご説明いたします。

1点目は別添2の9ページ中程をごらんください。

第3章「区立幼稚園が果たしてきた役割」という項目の2番「幼児教育と学校教育の連携」の最後の段落に、「今後も区立幼稚園が中心となり、就学前教育・保育施設と小学校との連携をより一層深めて、教育の接続に力を入れ、双方の視点から課題解決に努めていく必要があります。」という中に「双方の視点から」という文言を追記しております。

2点目は14ページですが、14ページの項目が、10ページから始まります、第4章「区立幼稚園に対する意見」というところになりますけれども、そこの2番に「学識経験者の意見」という項目を追加いたしまして、15ページから18ページに、先ほど概要をご紹介いたしました、東京家政大学の戸田教授と、共立女子大学の田代教授からいただきました意見を追記しております。

3点目は20ページの上のほうです。こちらは第5章「今後の区立幼稚園のあり方」という項目の3番「今後の取り組み」のさらに(1)「多様な背景を持つ子どもを受け入れる施設の整備」の最後に、「これらの環境を整備するとともに、施設全体として子どもたちがそれ

その個性に応じた活動ができるような空間をつくり、一人ひとりの主体性や創造性を育んでいきます。」との文言を追記いたしました。

その他、「てにをは」の変更や、内容変更を伴わない軽微な文言修正等を行いまして、文章の体裁を整えておりますので、そちらはご確認ください。

それでは、また鏡文にお戻りください。

3番の「今後のスケジュール」ですけれども、9月1日に子ども文教委員会が開催されますが、この中で今、ご紹介いたしました案を報告いたしまして、その後10月の教育委員会と子ども文教委員会で、かみさぎ幼稚園整備基本構想（案）を報告する予定であります。

本件につきましては、ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願ひいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。また、適切なご訂正いただきまして、感謝申し上げます。

特に印象に残りましたのは、学識経験者の先生方からのご意見を加えていただきまして、非常に中身がわかりやすくなつたと考えております。中身を拝見いたしますと、僭越ではございますが、特に地域のこと。中野区独自の、区立幼稚園を支えてきた様々な要素についても言及いただきしております、大変貴重なコメントだと思いますので、場合によっては、こうした学識経験者の方のご意見をもう少しコンパクトに。あまりにもコンパクトにならない範囲で、要点をどこかに掲載していただくということも、今後の何かのパンフレットなどには、必要もあるのかなと感じました。

ありがとうございます。

児童施設整備担当課長

このあり方につきましてはいただきました意見の趣旨が必ず伝わるように、恣意的なものにならないようにというところで、全文掲載しておりますが、今後こういった考え方を区として、地域の皆様や、区民の方にご案内していくことがある場合には、今いただきましたご意見のように、要点を絞った形でご案内していくようなことも考えていきたいと思っております。

岡本委員

私もコメントです。別添1で、中野区子ども・子育て会議で出された、主な意見についてまとめていただきまして、その中で、幼稚園教育の負担について言及いただいたのは、とて

もありがたいなと思いました。先日の私たちの幼稚園訪問でも、先生方の長時間勤務、なかなか厳しい問題があるということはわかりましたので、これ以上の負担となってはいけません。そのあたりをぜひ、今後もフォローしていかないといけないと思いました。

他方で、これは個人的な思いもあるのですが、「幼稚園教諭の対応や意識の変革などが必要になる」という、この「意識の変革」というのは、やや引っかかったところであります。

「あなたは意識の変革が必要ですよ」と言われて、受け止められる人というのは、多分、なかなかいのではないかなと思います。私もそうです。ですので、皆が当事者として、ここに限らずいろいろな場面で、どうすればよいか考えていくような仕組みとか、体制にしていきたいなと思いました。

伊藤委員からもお話がありましたが、学識者の方のご意見は私も大変勉強になりました。特に戸田先生、15ページから載っていますけれども、16ページに、2番の「多様性の時代を生きる児童を育てるモデルとして」、インクルーシブに関連して、いろいろご意見をいただいております。この中で、私は特に大切なと思ったのは、「お世話係的にはならず、助け合うことができる児童が育つこと」。「お世話係」という言葉が、もしかしたら小学校、中学校でも、まだそういう文化が残っているかもしれません。インクルーシブという言葉ばかりが先行して、いろいろな受け止め方がされている状況ではありますが、この戸田先生のお言葉はぜひ、今後、小中学校でも学ぶ必要があるのではないかと思いました。

以上です。

幼児施設整備担当課長

まず、幼稚園教育の働き方につきましては、これから実際に幼稚園を建て替えるにあたりまして、どんな施設にしていくのか、どんな教育をしていくかと考えていくことになりますので、その中にぜひとも幼稚園教育の働き方というところにも焦点を当てて、何ができるのかというのを、考えていくことを思っております。

あと、インクルーシブ教育につきましても、新園舎でどんなことをしていこうかというのは、これから考えていくところですので、それが学識経験者の方からのご意見にもありますように、幼稚園にとどまることなく、今後、小学校、中学校という形で連携していくのだというご意見がありましたので、長い目で捉えて、どういったインクルーシブ教育を、まず、児童教育で行っていくことが必要なのかというところにつきましても、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。私も働き方の見直しの点については、岡本委員からも話があったとおり、意識の変革につながるような環境整備、雰囲気づくり、園の文化の形成が大切だと思っていますので、園全体で取り組んでいけるように、こちらからも後押しでないとよいのではないかと思っています。

また、学識経験者の先生方からも、区立幼稚園2園がモデル的に残ることの意義や、拠点園としての役割について、そしてもう1点、学校教育法にも基づいている、こども園という選択肢を残すということも視野に入れるべきだという、貴重なご意見をいただいたかなと思っています。

これまで多様な背景を持つ児童の受け入れを行ってきて、きめ細やかなインクルーシブ教育を実現してきたという点が、まさに強みだと思っていますので、改めてこうした取組の拠点とか、モデル園だというところを意識しながらの価値向上を目指す取組をしつつ、社会情勢の変化も踏まえて、柔軟な選択肢の検討・議論を継続できるような土壤づくりというのもしていただきたいなと思っています。

以上です。

#### 幼児施設整備担当課長

平本委員からもご意見いただきましたように、中野区立の幼稚園が2園残るというところで、幼稚園教育の中で、先生たちが経験も重ねる中で、区の幼児教育を今後どうしていくかというところの、まさに拠点として、今後とも幼稚園が担っていくという姿勢は変わることなく、そこは継続していくという意識はございますので、今後長い目で見て、先ほど、幼稚園というだけでなく、将来的には認定こども園という道もというお話がありましたがけれども、それにつきましても、幼児教育という根を絶やすことなく継続していく中で、どういった施設を残していくことが、区として最良なのかというところも考えながら、区立幼稚園を存続してほしいという声は多数挙がっておりますので、まず区立幼稚園を安定的に存続させていくという方向で、考えていきたいと思ってございます。

#### 高野委員

いろいろ資料をありがとうございました。皆さん、おっしゃるように、外国籍のお子さんやインクルーシブ教育などを充実させていただいて、そういう思いやりのあるお子さんが育っていただくといいかと思います。

また、新校舎の移転はストレスが少なくなるように、聞かせていただきました。建替えに恐らく3、4年かかるとは思いますが、その間に園児さんは2、3年で卒園してしまいます

ので、その間の仮園舎でもストレスが少ない、今までと同じように生活できるように整備していただきたいと思います。

以上です。

幼児施設整備担当課長

高野委員から今、ストレス軽減のというところでお話をいただきましたけれども、確かに仮園舎で過ごす期間が、今のところ3年間という予定でございますので、そうなると、ちょうど入園から卒園まで、丸々仮園舎で過ごすお子さんがワンサイクルと言いますか、出てきてしまうことになりますので、そこにつきましては、仮園舎に移るというところが残念だったということにならないような形で、当然、場所は今の園舎からちょっと離れた、鷺宮小学校の跡地というところになりますけれども、これから仮設園舎の建設、どういったものを仮設園舎に盛り込んでいくかというのを考えていくところではありますけれども、仮設園舎であっても、これまでのかみさぎ幼稚園での教育と変わらない、同じような環境をできるだけ維持して、園児に楽しい3年間を過ごしてもらえるような、そんなところは考えていきたいと思ってございます。

岡本委員

直接この報告に関わる話ではないのですけれども、保幼と小中の連携接続についてのお話なので、共有させてください。

奈良県の三宅町という小さい町があるのですけれども、この夏に、そこの三宅幼稚園というところを訪問してきました。幼稚園ではなくて、「幼児の園」です。

この町に、認定こども園が一つと、小学校が一つあります、こども園と小学校の連携は、まだまだですよという謙遜のお話があったのですが、私がすばらしいと思ったのは、三宅町の教育大綱。「子どもたちは未来からの留学生～子どもたちが生きていく未来の社会を想像しながら、町全体で学びの場を創る～」というのがまずあって、そのもとで、こども園の教育方針がつくられ、小学校の教育方針がつくられていることです。

こうやって一貫しているので、連携・接続はすごく考えやすいのです。今後、ぜひ中野でも教育大綱のもとで、ビジョン等々を整理していく必要があるのかなと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに、質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、「今後の区立幼稚園のあり方について（案）」に関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員から活動報告等がございましたら、お願ひいたします。

伊藤委員

教育委員としての活動ではございませんけれども、全国のスクールカウンセラーが年に1回集まる、京都で行われました学校臨床心理士全国大会というところに行ってまいりました。

私も少しお話をさせていただいたのですけれども、テーマは、いじめに対してスクールカウンセラーがどう向き合うかという内容で、スクールカウンセラーが学校で、子どもたちの話を聞くというところを中心にしながら、どのような支援ができるのかということについて、現場からの報告や、文部科学省のほうからのお話などもございました。

やはり各学校で狭く捉えるのではなく、広くいじめも含めた様々なことに、スクールカウンセラーをご活用いただくことが重要なだと感じましたので、一言ご報告させていただきます。

以上でございます。

田代教育長

ほかに各委員から活動報告等がございましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

その他、発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理について」ご報告申し上げます。

令和7年6月20日の教育委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、ご報告するものでございます。

臨時代理による事務処理の内容でございます。中野区教育委員会事務局幹部職員の人事

異動。(1)教育委員会事務局副参事の休業期間終了に伴い、以下のとおり処理いたしました。

①教育委員会事務局次長は、教育委員会事務局学務課長事務取扱を解除する。②教育委員会事務局副参事は、教育委員会事務局学務課長とする。

発令日は8月7日といたしております。

ご報告は以上になります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がございましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「令和8年度以降の区立園・学校の入園式・入学式の日程変更について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和8年度以降の区立園・学校の入園式・入学式の日程変更について」ご報告をさせていただきます。

1の現状と課題の(1)始業式の日程でございますが、今年度4月6日としてございます。

(2)の入園式・入学式の日程でございますが、小学校が4月6日、中学校が4月7日、幼稚園が4月8日としてございます。

(3)の課題①でございますが、現在の日程ですと、小学校については下の表のとおり、4月1日から4月6日の間に土日が含まれますと、準備期間が実質2日間に限られ、新入生の受け入れ準備を十分かつ丁寧に行なうことが難しくなります。

また、②番でございますが、小学校の入学式を後ろ倒しにしようとする場合には、兄弟姉妹の在籍状況に配慮をし、中学校と幼稚園の日程と、重複しないように調整する必要がございます。

こうしたことを踏まえまして、2番の令和8年度以降の区立園・学校の入園式・入学式の日程の(1)小学校の入学式でございますが、いずれの年度においても準備期間を4日以上確保するとともに、中学校入学式、幼稚園入園式の日程と重複しないよう配慮するため、「始業式の2日後」に実施することを検討してございます。

(2)の幼稚園の入園式でございますが、小中学校入学式の日程と重複しないよう配慮するため、「始業式の3日後」に実施することを検討してございます。変更前と変更後の日程につきましては、下の表をお読み取りください。

次のページをごらんください。3の想定される影響と対応策の(1)新入生が家庭で過ごす日数の増加による影響でございますが、こちらの対応策といたしましては、日程を早期に周知いたしまして、保護者の方がスケジュール調整をしやすくするように配慮いたします。また、引き続き、学童保育やキッズ・プラザにおいて、新1年生を受け入れるようにいたします。

(2)私立幼稚園及び区立・私立保育園のスケジュールとの日程重複でございますが、こちらの対応策といたしましては、私立幼稚園長会及び区立・私立の保育園長会に対しまして、日程を早期に周知いたしまして、事前に調整を図るようにいたします。その際は、小学校入学式の時間帯に、保護者参加型の行事を設定しないように依頼するようにいたします。

続いて4の近隣区の状況につきましては、お読み取りください。

5の今後のスケジュール（案）でございますが、令和7年9月に私立幼稚園長会、区立及び私立保育園長会に周知をいたしまして、10月から行われる就学時健康診断の通知書にて、新入生保護者へ予告する予定でございます。また、警察等の関係各所にも周知する予定でございます。

その後、令和8年2月に新入生保護者会議で周知するとともに、学校運営協議会等で、町会などへ周知をいたしまして、3月には在校生保護者・地域関係者へ周知してまいりたいと考えてございます。

私からのご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願ひいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。確かに春休みというか、入学までの日数が長くなることで、ご家庭のご負担が増えることもあるなとは思うのですけれども、しかしながら、先生方が準備を周到にしてくださって、余裕を持って新入生を迎えてくださるということも、大変重要なことだと思いますので、この案は必要な案ではないかなと感じました。

以上です。

岡本委員

私も伊藤委員と同様に、とてもポジティブな取組だと受け止めています。

ぜひ、この取組の結果を、また各校からフィードバックをいただいて、来年度以降どうしていくかという制度設計に、積み重ねていっていただきたいと思います。

これは私の強い希望なのですが、せっかく少しでも時間ができるので、職員の皆さんとの関係性づくりにも、ぜひ、ちょっとでも時間を割いていただきたいです。職員室の心理的安全性が、先生方の休職・離職予防に直結すると、私は信じています。新たに学年を組む先生方同士だけでも、どんな教育観を持っているのかとか、何を大切にしたいのかみたいなことを、話し合う時間を設けていただきたいです。エンゲージメントカードという、それぞれが大切にしていることを、お互いに共有するようなツールもありますので、ぜひいろいろな工夫を、各校でしていただきたいと思っております。

以上です。

指導室長

こちら、日程変更の効果、成果と言いますか、そういうしたものにつきましては、児童であったり、保護者、それから教職員にアンケート等を行って、意見を聞きながら検証を行い、次年度以降に必要に応じて、改善を図っていく予定でございます。

平本委員

私も変更の方向性については、先生方に十分な準備期間を確保していただく目的ということですので、賛成いたします。

他方で、一部の子どもたちにとっては、学校に登校するよりも先に、学童やキッズ・プラザで過ごす時間が、急激に増えてしまうという形には、どうしてもなってしまいます。卒園を迎えて、大きく環境が変化する時期というのは、子どもたちの心身のストレスや緊張感も高まっていると思いますので、特に園から学校へのギャップというものは大きくて、また新しい学童、キッズ・プラザという場所への変化というところも大きいと思いますので、日程変更については、可能な限り早く保護者・関係者へ周知して、理解を求めていただいて、子どもたちが少しでも安心して入学式を迎えられるように、キッズ・プラザや学童の環境整備のほうも、進めていただきたいなと思います。

以上です。

指導室長

キッズ・プラザ、学童を所管している課とも、こちら、情報共有をしまして、受入れ体制については、人員体制を強化するなどの検討も図っていきたいと考えてございます。

また、こうした取組につきましては、先ほど申し上げたとおり、大きな変更でもござりますので、しっかり意見を聞きながら、その後の運営体制に反映させていきたいと考えてございます。

高野委員

学校の先生方の負担軽減のためには、こういった処置も大変よろしいかと思います。

また当然、学童の先生方や保護者の方は負担が増えますけれども、そのことについても、事前に周知していただければ、対応可能かと思います。

あと、質問なのですが、これは令和8年度以降、ずっと継続ということでおよろしいのでしょうか。

指導室長

委員おっしゃるとおり、特段、非常に大きな問題がなければ、このまま継続して続けていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに追加で、ご質問やご発言がありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目「日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況について」ご報告をさせていただきます。

令和7年4月の本委員会におきまして、日本語指導が必要な児童生徒の適応支援について、新たな施策を検討していくと報告したところでございます。その後、日本語指導が必要な児童生徒のニーズ調査を実施し、また、日本語指導が必要な児童生徒等の適応支援検討委員会を設置して、検討を進めておりますので、その状況を報告させていただきます。

1の「日本語指導が必要な児童生徒のニーズ調査について」でございますが、詳細につきましては、別添資料をおつけしておりますので、そちらをお読み取りいただければと思います。

(4)の結果分析でございますが、①としまして、88%の児童生徒及び100%の保護者が、在籍校における日本語指導の充実を望んでおりました。また、②番としまして、在籍校以外での日本語指導の充実を望む児童生徒及び保護者の割合は、約半数にとどまってございます。

2ページをごらんください。③といたしまして、全ての教員につきまして、日本語が通じないことや、日本語文化を理解していないことなどに困り感を抱いておりまして、集中的

な日本語指導や、通訳等の支援人材の配置を要望しておりました。

2の「他自治体の日本語学級への視察について」でございますが、視察の概要は(1)をお読み取りください。板橋区立第八小学校の日本語学級を視察してまいりました。

(2)の視察の内容でございますが、①、②はお読み取りください。③の指導形態でございますが、こちら都のガイドラインに基づきまして、自校及び他校の児童を週2時間、在籍学級から取り出して、日本語学級で指導をしておりました。④の指導体制でございますが、在籍児童数は62名おりまして、その62名を5人の教員が分担をして、指導をしているというところでございまして、基本的には1対1の個別指導としまして、必要に応じて小グループ指導も行っているというところでございました。⑤の指導期間につきましては、原則2年間といたしまして、児童の習熟度に応じて、2年未満で退級、または3年以上延長することもあるというところでございました。

3ページをごらんください。(3)本区で取り入れたい事項といたしまして、①日本語学級の指導形態についてでございますが、都のガイドラインに基づいて、いわゆる「他校取り出し指導」の形態を採用しております。この学級では約3分の1が板橋第八小学校に在籍をし、残りの約3分の2は、他校から通級している児童という状況でございました。

②指定校変更についてでございますが、いわゆる指定校変更を認め、学区外からも日本語指導が必要な児童を在籍させて、指導をするという体制を整えておりました。

③個に応じた指導と教員のチームワークについてでございますが、5人の教員が62人の児童を指導するという共通認識のもとに、活発な情報共有と連携を図りながら、指導を進めておりました。

続いて3「本区における日本語学級設置案について」の(1)設置校でございますが、小学校につきましては、南台小学校、令和小学校、鷺の杜小学校。中学校につきましては、中野東中学校とすることを検討してございます。併せて、4ページにございます、4の日本語学級設置校の位置（案）をごらんください。位置関係につきましては、この地図のとおりとなつてございます。

3ページにお戻りください。(2)指導形態でございますが、都のガイドラインに基づきまして、自校及び他校の児童を在籍学級から取り出して、日本語学級で指導することを検討してございます。

(3)の設置時期でございますが、令和8年4月1日とする予定でございます。

(4)の日本語学級の認証でございますが、都の規定では、新たに設置しようとする場合、

日本語学級に児童生徒数 10 人以上通級する場合に、設置が認証されるということになってございます。

(5)の学級編成基準につきましては、こちらも都の基準に基づきまして、1 学級の児童生徒数それぞれ 20 人を基準として、編成する予定でございます。

(6)通学指定校の変更でございますが、児童生徒が日本語学級に入級する場合は、通学指定校の変更を認めることとする予定でございます。

4 ページをごらんください。5 の「今後のスケジュール（案）」でございますが、令和 7 年 11 月に保護者へ入級の意思確認をいたしまして、令和 8 年 2 月に都への日本語学級設置申請を行う予定でございます。また、3 月には日本語学級設置の進捗状況を、本委員会に報告をさせていただく予定でございます。

4 月に日本語学級の設置指導開始といたしまして、その後 6 月に日本語学級を設置したことを、報告をさせていただく予定でございます。

私からのご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願ひいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。また、重要なことについて、いろいろと準備を進めていただきましてありがとうございます。

板橋区の事例が紹介されていましたけれども、子どもたちのアンケートの中でも、「日本の文化に触れたい」とか「母語が話せる環境も欲しい」などのニーズも書かれています。やはり、子どもたちのニーズということを考えると、単なる日本語だけでなく、様々な面で、子どもたちが学びを豊かにしていけるような工夫が必要ではないかなと感じたところです。

ですので、それは海外にルーツのあるお子さんだけでなく、そういうお子さんを受け入れている学校や、学級の子どもたちにとっても意味のある文化交流ですとか、お互いの学び合いが深まるために、とても大事なことだと思いますので、ぜひ日本語学級ではありますけれども、日本語という言語を単に教えるということではなくて、様々な意味での文化的な交流、歴史も含めた様々なことを学び合えるような、そういった方向性を持った工夫や実践がなされ得るような、そういった制度設計にぜひしていただければと感じました。

以上です。

## 指導室長

板橋区の事例を見ている中で、単に日本語を習得させるということだけではなくて、もう一つの側面として、日本の学校生活になじむ。それから、日本の教科の学習に対する備えをしていくという、大きく分けるとその二つの目的で、日本語指導を行っているということが拝見できましたので、日本語学級の指導の中でも、そういうような形で、両方ともにらみながら、しっかりと子どもたちが学校の中に適応できるように、指導をしていくということが一つあるかなと思います。

もう一点としましては、中野東中学校においては、これは日本語指導の枠外で、放課後等に行っているのですけれども、帰国外国の生徒が多いので、そういうお子さんたちが集まる交流の場みたいな、サロンみたいなものを設けて、定期的に行って、そういう子どもたちの交流を活発に行っている取組がありますので、ぜひそういったことを、この日本語学級設置校などで行えるように、情報共有をしていきたいと考えてございます。

## 伊藤委員

ありがとうございます。今、言語と教科の学習ということ。日本の学校になじめるようにというお話があったと思うのですけれども、そういったことも重要だと思いますが、単に日本になじむということではなくて、様々な文化的な体験を通しながら、自分づくりをしていく。アイデンティティをどうつくっていくかということが、外国人のお子さんにとっても、またそういう方を受け入れている、日本にずっと住んでいるお子さんにとっても、大事なことだと思いますので、そういった子どもの心の育ちという視点からの取組もお願いしたいなと思いますし、日本になじむのか、あるいは、また新たな世の中をこれからつくっていくという発想で考えますと、これから時代の文化交流というものが、どういうことが必要なのか。お互いに世の中を支えていく人材として、成長し合うにはどうしたらしいのかというような、そういった、もう少し日本語と教科指導という、従来の枠組みよりも、少し広い形のストラクチャーが考えられる方向性というのも、模索していただきたいと思っています。

そういう意味では、サロンなども非常に重要なと思うのですけれども、さらにそれを一步深めて、そこからどう発信していくかとか、ほかの生徒さんたちと何をつくり上げていくかとか、様々、発展的なことを考えていただけるとよいのではないかと考えました。

以上です。

## 指導室長

重要な視点、ご指摘ありがとうございます。多文化共生ですか、国際理解、そういう観点で、各学校において指導計画に基づいて、今現在進めているところがございます。

こういった日本語学級を設置という大きな機会を得て、各学校における、そうした多文化共生の取組等も充実させていけるように、今後、教育委員会としても、各学校を支援してまいりたいと考えてございます。

岡本委員

私も今の議論につなげてなのですが、日本語指導は、ただ日本語で授業を受けることが目的ではないと思います。伊藤委員もおっしゃったみたいに、その子が日本社会なのか、また世界に飛び出すのか、わかりませんけれども、どういった成長を遂げていくために、今この事業が必要なのか。そういう観点からの日本語指導が必要ではないかと思いました。

もう一つ、その子どもたちのご家族の問題もあろうかと思います。子どもが日本の学級文化に慣れ親しんでいって、友達とも仲よくなっていく一方で、母語しか話せない親との関係性が悪くなるという話もよく聞きます。親は母国の文化を大切にしたい。我が子は子どもたち同士の関係を大切にしたい。そういうことも含めた日本語指導というのを、考えたいなと思いました。

もう一つ、そこにつなげてなのですが、2枚目の一番上の③で「すべての教員は日本語が通じないことや日本の学校文化を理解していないこと等に困り感を抱いており」とありました。学校文化を前提としているアンケートの回答だと受け止めました。そもそもその学校文化が、全ての子どもが学校に、学級に安心して来られるものになっているのかどうか。せっかく、学校文化になじんでいない子が来るのであれば、自分たちの学校文化を見つめ直す契機にもなるのではないかと思いました。

以上です。

指導室長

今回は日本語学級ということで、特別な手だてのお話をさせていただいているところですけれども、やはり通常学級において、合理的配慮の中で、様々なお子さんをどのように受け止めていくかということも、各学級担任と各教科担当等が考えていかなければいけない部分かと思っております。

また、そういうところを教員も理解し、それをちゃんと徹底していくためにも、教育委員会としてもそこら辺の、どのような姿勢でこういったお子さんを受け止めていくかということを、これから先生方に周知・啓発を図っていけるように、取り組んでいきたいと思っ

ております。

高野委員

日本語学級の設置は、非常によいことだと思います。

板橋区では現在、62名の児童が在籍しているということですが、中野区内でも外国籍のお子さんが増えているとは思うのですけれども、アンケートの回答者数は12名と14名なのですが、実際のニーズとしては、どれぐらいを想定しているのでしょうか。

指導室長

昨年度、令和6年度時点で、校内でANICという、教育委員会が連携して、日本語指導を委託している方々に指導を受けた人数が、小学校で69名、中学校で25名ということで、全体で94名、そういう日本語指導を受けております。また、これ以外に放課後に、そこは数が今現在わからないのですけれども、ANICの施設に通っているお子さんもありまして、なので、100名以上はこういったニーズがあるだろうということは今、踏んでいるところです。

それから、それ以外にも、外国籍のお子さんというのはもっといらっしゃいまして、合わせると、正確な数字が出てこないのですけれども、近年かなり急増しておりますので、一定程度こういった日本語指導のニーズというのは、あるだろうなと考えてございます。

高野委員

ありがとうございました。

小学校は3校で、中学校は1校ということですけれども、中学校は今後増やしていくとかは、考えているのでしょうか。

指導室長

来年度設置をして、そのニーズを見ながら、検討していくかななければいけないと考えてございます。

平本委員

既にほかの委員からもお話が出ていましたとおり、この他校取り出し指導の形態を前提で、かつ指定校変更も柔軟に認めていく運用は、私も賛成です。

設置の場所についても、小学校3校の配置のバランスもとれているかなと思いましたし、中野東中学校は先日訪問もさせていただいて、既に日本語指導を含めた外国籍の生徒への支援が充実している学校だということは、大変よくわかりましたので、設置する場所としても、最初の1校ということで、適切だと思いました。

設置して以降のことですが、日本語学級での指導状況などを、通常学級の先生方、学校のほうにもしっかりと共有をしていただきて、取り出し授業以外の日々の教育活動のほうでも、それぞれの活動を生かしていただけるような連携の仕組みというのも、ぜひ整備していただきたいと思っております。

また、委員の皆様からも既にご指摘あったとおり、文化の話や多文化共生、アイデンティティのことというのは、外国籍のお子さんに限ったお話ではないと思っておりますので、日本語学校に通うお子さんについて、本人自身も、またその周囲の児童生徒、関わる皆さんも、日本語があまり得意ではないから、自分も日本語学校に通うんだ、日本語学級に通っているのだというような受け止め、認識にとどまらないように、学級設置の目的や趣旨、あるいは目指す方向性については、ぜひ、学校全体で正しく共有するような、文化交流になるような取組自身というのも、別途進めていただけたとよいのではないかと思いました。

以上です。

#### 指導室長

日本語学級と通常の学級、それから、設置校と設置していない学校。これらの連携というのが欠かせないと思っておりまして、連携していくためには、やはりしっかりと教員の中で日本語指導を担当する教員が今、位置づけられておりませんので、こういったものを全校に位置づけて、しっかりと窓口を明確にして、連携を図っていくような形にしていきたいと思っております。

それから、この日本語指導に関する全体の方針なのですけれども、やはり教育委員会のほうから、しっかりと情報発信をしていくて、各学校で同じ共通認識を持って、取組が進められるようにしていく必要があるかと思っております。そのためにも今後、教育委員会としても、この日本語指導に関する考え方というものをまとめて、各学校に周知できるようにしていきたいと考えてございます。

#### 伊藤委員

ありがとうございます。重ねて恐縮ですけれども、やはり板橋区の学校は、教育の目標が日本語を学んで、日本での生活を楽しんでということになっているのですけれども、他の日本語学級の方針などを拝見いたしますと、やはり国際理解とか、国際人の養成みたいなことを前面に出しているところもあるようですので、ぜひ、いろいろなところを参考にしていただきて、よいものにしていくべきだと思いました。

以上です。

指導室長

日本語学級を設置している区は様々ございますし、東京都に限らず先進的な自治体等もありますので、そういったところを学びながら、中野区に合ったものをまとめていきたいと考えてございます。

岡本委員

ぜひ、かっこいい名称にしたいですね。通うのにわくわくするような。真面目だと、こちらもしゃちほこばってしまう気がするので、子どもが通いたくなるような、ポジティブな名称にしていただきたいと思いました。

そもそも質問で、これまで話したかもしれないのですけれども、この日本語学級に入級するかどうかは、本人や保護者の希望があれば、基本的には入級できるのかどうか。逆に言うと、希望しなければ入級しないことになるのか。そこを教えていただけますか。

指導室長

入級の基準等は、これからまたしっかりと検討していくかなければいけないと思っておりますけれども、もちろん保護者、本人の希望というのは、大前提にあるものかと思っております。それを踏まえて、各設置校の校長が判断をしていくというのが、大きな枠組みとしてはあるかなと思っておりますが、やはり個別のケースが様々あって、きっと各学校にお任せしてしまうと、迷われる部分もあると思いますので、教育委員会としても、ある程度のところの基準というのは、しっかりとお示ししていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかにご質問やご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の4番目「海での体験事業の実施結果について」の報告をお願いいたします。

学務課長

私からは、今年度の「海での体験事業の実施結果について」報告させていただきます。

今年度における海での体験事業でございますが、千葉県南房総市岩井海岸海水浴場におきまして、7月23日から8月8日まで、2泊3日の全8クールで実施を予定しておりましたが、7月30日朝に発生したカムチャツカ半島周辺における地震による津波警報により、第4クール、7月29日から7月31日につきましては、一時避難所に避難後、急遽行程の

中止を決定し、帰郷したところです。また、台風8号及び9号の影響もあり、第5クール及び第6クールは全て中止といたしました。結果、6クール分の参加者は396名でございました。

中止したクールにつきましては、非常に残念ではございましたが、その他のクールにつきましては天候にも恵まれ、子どもたちが海でのプログラムを通じて、泳力の向上や危険を回避する技術が身につく活動となり、仲間たちとの交流を深めて、夏の楽しい思い出の一つになったのではないかと考えてございます。

これまでと同様に、水泳指導、生活指導、看護業務の各業務につきましては、専門の別業者に委託して実施しておりますが、各業務が連携し、大きな事故もなく終えることができました。

昨年度、先着順としたことについてのトラブルは反省しておりますが、今年度は抽選とさせていただきました。また、先着よりも抽選のほうが、キャンセル率が約6%、昨年度は12%でしたので、低水準となるということがわかりました。

地震や津波等における避難場所については、毎回宿舎に到着後に児童に説明しております。今回の津波警報時の避難については、適切に対応できましたが、災害は今回のように、区役所が開庁している平日の朝に限らず、休日や夜間に発災する可能性もありますので、今年度の経験を踏まえまして、緊急時のマニュアル整備等を検討してまいりたいと考えてございます。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願ひいたします。

伊藤委員

ご報告ありがとうございます。

地震の際には大変心配いたしましたけれども、その中で諸々工夫をしていただいて、大変スムーズかつ安全に、また子どもたちの心理面にも配慮していただいた、一連の行程変更が可能だったことをお伺いして、大変安心しております。

今、お話にもありましたように、こういった経験を大事なものとして、ぜひ、そこでわかったことなどを次に申し送るような形で、こういう機会はもうあってほしくないですけれども、何かがあったときに、生かせるようにしていただければと思いました。

そういう意味では、行って、途中で帰ってきても楽しむというか、その経験が子どもたち

にとって大事なものになるような、そういった視点からの発想も、すごく大事なのだと私自身も思いましたので、毎年いろいろ改良してくださって、よいプログラムになってきてると思うので、これからもまた、よいものにしていっていただければと思いました。

開催の時期とか、様々検討すべき内容があると思いますので、ご負担をおかけいたしますけれども、子どもたちはすごく楽しみにしていると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

学務課長

発災時ですか、こういう災害時のトラブル対応については、マニュアルを整備していくたいということとともに、今回につきましては、生活指導、添乗員等の業務をしている事業者と水泳事業者が、日頃からこの事業実施にあたって、両事業者の連携もありますし、避難にあたっては、こういう行程で行うということをしっかりやっていたところがあって、日中ということもありましたので、速やかに対応することができたかなと思っています。

なお、こちらの区役所の対応としましても、各関係所管が連携して、速やかに対応はできたのかなとは思っていますけれども、ただ、少し後手に回った部分もあった。それはやはりマニュアルの整備が足りていなかったという部分がありますので、それは次年度に向けて、今回の経験を踏まえて、検討していきたいと考えてございます。

高野委員

今回の津波は、まずは注意報だったのですけども、それから警報に変わっての対応については、非常に適切だったと思います。

ただおっしゃったように、日中の平日の昼間であったため、対応はしやすかったと思いますが、これが休日、もしくは夜間の場合もありますし、さらに可能性としては低いのですけれども、首都直下型地震が起こった場合、区役所のほうが対応できなくて、現地は安全ということもあり得ますので、そういう場合についても、マニュアルづくりをしていただければと思います。

以上です。

学務課長

おっしゃっていただいたとおり、今回は日中で、何事も比較的手配ですとか対応は、不幸中の幸いでスムーズにいった部分が多くかったと思います。特にバスの手配。本来、工程の2日目、中日だったので、バスの発着はなかったのですけれども、事業者が素早く手配ができ

たということだったので、到着は夜の8時近くになってしましましたけども、帰郷できたというところではあります。

ただ、これが首都圏も含めた災害ということになりますと、そのような交通機関も麻痺していることも考えられますので、その点等もマニュアルですとか対応の中で、引き続き検討していかなくてはいけないとは考えてございます。

田代教育長

ほかに質問やご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の5番目「桃園第二小学校新校舎における校庭舗装（案）」についての報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

それでは、「桃園第二小学校新校舎における校庭舗装（案）」につきまして、ご報告いたします。

桃園第二小学校につきましては、現在新校舎の基本設計を進めているところであります、地域の協議の場である、改築推進委員会でも検討を重ねてまいりました。

1番、「第8回改築推進委員会での協議について」であります。今年度3回目となる6月の改築推進委員会では、新校舎における校庭の舗装について、土舗装、人工芝それぞれの機能や特徴を整理の上、協議を行いました。

なお、協議後においても校庭舗装について、委員の判断が分かれる見込みであったことから、各委員の最終意見は確認するものの、改築推進委員会としての意見統一は行わないこととなり、校庭舗装についての判断は、教育委員会事務局に一任するという取扱いとなりました。

(1)各委員の意見については、「土舗装」「人工芝」「どちらでも可」のうち、いずれか一つを無記名で選択していただき、確認をしてまいりました。(2)その結果としては、委員15名中、土舗装7名、人工芝5名、どちらでも可3名という結果でございました。この結果を踏まえた校庭舗装の考え方（案）については、2番をごらんください。

新校舎整備にあたっては、「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）」において、校舎・校庭を一体的に活用できる一足制での整備を原則としており、一足制の運用にあたっては、校舎内に砂塵等を持ち込むことのない人工芝等により、校庭を整備することとしています。

一方、桃園第二小学校新校舎の校庭舗装については、令和6年中野区議会第3回定例会

において、「桃園第二小学校の改築に際し、環境と地域の要望を踏まえた校庭の仕様を求める陳情」が採択されており、また、今回の改築推進委員会においても、土舗装を希望する意見が多くを占めたものでございます。

このことを踏まえ、桃園第二小学校新校舎においては、一足制、二足制のどちらでも運用可能な校舩仕様として整備しつつも、供用開始時は土舗装の校庭のよう、二足制での運用を基本としてまいります。

ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願ひいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。前回、お話も出ましたけれども、本当に舗装というのはいろいろな種類があって、それぞれメリット、デメリットがあって、選択は難しいと感じております。

その中で、土ぼこりというか、砂塵の、非常に大きな健康被害というのが、いろいろと調べると出てきてしまうので、心配に思っているのですが、土舗装というのもいろいろ種類があるのかなと思って、それの中でどれにするかはこれから判断になるのかと思うのですが、そういう土ぼこりなど、土舗装のデメリットをやわらげるような方策について、何か現状でお考えのこととか、見込みなどがもしもありでしたら、教えていただきたいと思いました。

子ども教育施設課長

委員、今お話しをいただいたとおり、土舗装というものの一つデメリットというところで、砂ぼこりというものが発生してしまうことは、実際、事実ございます。それによって、アレルギーなどを引き起こしてしまうようなこと。また、地域との調和というところでいくと、ご迷惑をかけてしまうところも認識しているところでございます。

そういう状況でありますので、土舗装の中でも、土ぼこりが舞わないようなそもそもの材質。グリーンダストと言われるようなものもあったりしますし、また、定期的なスプリンクラーの散布であるとか、砂ぼこりが舞わないような運用の工夫も併せて実施していく中で、校庭舗装については考えていきたいと思っています。

伊藤委員

ありがとうございます。いろいろな舗装について、温度の上昇ですか、といった健康

被害の面ですとか、様々なことを今後も土舗装した後、どうなっていくかということもぜひ検証していただきて、次にまた校舎改築があるときには、よりよいものが選択できるよう、様々なデータを蓄積していただけたらと思いました。

以上です。

平本委員

詳細なご説明をありがとうございました。

意見になるのですけれども、学校というのは地域とともにあるものなので、改築推進委員会での協議を通して、地域の意見を尊重していくというプロセス自体に全く異論はなく、今回の結論についても、反対するという趣旨ではございません。また、改築推進委員会が発行しているニュースなどでも、詳細に中身を共有していただいているものも拝見しましたので、透明性がある形になっているという点は、よいのではないかと思いました。

ただ、今後、もしまだ、見直しの必要性を議論するような時期が来た際には、ぜひ学校の主役である子どもたちの意見や声を聞いた上で、子どもたちの意見を丁寧に反映していくプロセスというのも、一部取り入れることができますと、よりよい意思決定プロセスづくりということができるのではないかと思っておりますというのを、一意見ということで、申し上げておきます。

以上です。

子ども教育施設課長

委員、今お話しeidaitaitoおり、子どものたちの意見というのも、もちろん大切であると捉えております。小学生の子どもたち、意見を聞くにあたって、人工芝を経験していない子どもたちも多くございます。今、中野区の新校舎は、小学校6校が人工芝での新校舎を運用しています。その中で、校長先生の意見であるとか、また実際子どもたちが、そういう環境を一度経験できる機会も設けるなどした中で、子どもたちにそういう感覚を養つていただいた上で、意見をいただけるような、そういう工夫も考えていきたいと思っております。

田代教育長

ほかに質問やご発言、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

<協議事項>

田代教育長

ここでお諮りをいたします。本日の協議事項「令和8年度使用教科用図書の採択について」は、採択過程における審議の公正を確保するため、「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」第10条第1項に基づき、非公開の取扱いとなっておりますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、傍聴の方々のご退室の前に、事務局から次回の開催について、報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、8月29日金曜日10時から、区役所7階教育委員会で実施いたします。

なお、諸事情により予定が変更となる場合がございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

報告は以上です。

田代教育長

それでは恐れ入りますが、傍聴の方々は、ここで会場の外へご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第23回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時27分閉会